改正後(新要綱)	現行要綱
別紙 IN-S1	別紙 IN-S1

(作成日: 平成30年6月22日)

(最終更新日:令和3年4月1日)

インド向け輸出水産食品の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、インド向け輸出水産食品(食品衛生に係る証明を要し、動物衛生に係る証明を要しないも のに限る。)について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生 労働省・農林水産省令第1号)第3条に基づく衛生証明書の発行、第14条に基づく適合施設の認定及び 第19条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。

2. 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)インド向け輸出水産食品:我が国からインドに輸出される水産食品(生鮮品(冷蔵及び冷凍)、燻製|(1)インド向け輸出水産食品:我が国からインドに輸出される水産食品(生鮮品(冷蔵及び冷凍)、燻製 品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。)
- 設であって、本要綱に基づき認定された施設
- (3) 輸出先国規制対策課:農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課
- (4) 食品監視安全課:厚生労働省医薬·生活衛生局食品監視安全課

(削除)

- (5) 都道府県等衛生部局:都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (6) 証明書:インド向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (7) 認定施設責任者:認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8) 輸出者:認定施設のインド向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るま での流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (9) 証明書発行機関:北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政 局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局(本要綱において「地方農政局等」と総称 する。) 並びに輸出先国規制対策課
- (10) 登録檢查機関:食品衛生法(昭和22年法律第233号。本要綱において「法」という。)第4条第9項 (10)登録檢查機関:食品衛生法(昭和22年法律第233号。本要綱において「法」という。)第4条第9項 に規定する登録検査機関

(削除)

(削除)

(作成日: 平成30年6月22日)

(最終更新日:令和2年12月21日)

インド向け輸出水産食品の取扱要綱

1. 目的

この要綱は、インド向け輸出水産食品(食品衛生に係る証明を要し、動物衛生に係る証明を要しないも のに限る。)について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生 労働省・農林水産省令第1号。本要綱において「施行規則」という。)第3及び5条に基づく衛生証明書 の発行、第 14 及び 16 条に基づく適合施設の認定、第 19 条に基づく定期的な確認等に関する手続を定め るものである。

2. 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 品、乾燥品、缶詰等を含み、冷凍養殖水産物の一部を含まない。)
- (2)認定施設:インド向け輸出水産食品を最終加工(単なる保管を除く。本要綱において同じ。)する施|(2)認定施設:インド向け輸出水産食品を最終加工(単なる保管を除く。本要綱において同じ。)する施 設であって、本要綱に基づき認定された施設

(新設)

- (3) 食品監視安全課:厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (4) 地方厚生局:厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課
- (5) 都道府県等衛生部局:都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局
- (6) 証明書:インド向け輸出水産食品のための衛生証明書
- (7)認定施設責任者:認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (8)輸出者:認定施設のインド向け輸出水産食品を輸出しようとする者であって、生産から輸出に至るま での流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者
- (9) 証明書発行機関:認定施設を管轄する都道府県等衛生部局又は地方厚生局であって、施設の認定手続 及び証明書発行をする機関
 - に定める登録検査機関
- 3. 証明書発行機関

証明書を発行する機関は、認定施設を管轄する都道府県等衛生部局を原則とする。ただし、証明書発行 機関として都道府県等衛生部局が登録されない地域にあっては、当該地域を管轄する地方厚生局において 発行を行うこととする。

- 4. 証明書発行機関等の登録手続
- (1) 都道府県等衛生部局は証明書を発行するに当たっては、別紙様式9により、証明書発行機関名(日本 語及び英語)、所在地(日本語及び英語)及び印章並びに署名者の氏名、肩書(英語)及び署名(本要

3. 施設の認定<u>手続等</u> (削除)

(144)/4-/

(1) 認定施設の要件

認定<u>施設は、</u>次のいずれかに該当する<u>施設とする。</u>ただし、ア又はイに該当する取扱施設については、 ウの要件についても満たすこと。

- ア 法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。
- イ 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。
- ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が 90 点以上)であること。
- (2) インド向け輸出水産食品の施設認定手続
- ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1の申請書を、(1)の要件を確認するために必要な書類 ((1)のア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、ウについては食品衛生監視票の写し等) を添付し、別表により申請先に提出すること。
- イ 地方農政局等は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により(1)の要件に適合しているかどうかを審査し、審査の結果、問題がない施設については、別紙様式2の報告を輸出先国規制対策 課に提出すること。
- ウ 輸出先国規制対策課は、イによる報告の提出があったときは、報告に係る施設に認定番号を付与し、 食品監視安全課及び地方農政局等に対して、認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は、 都道府県等衛生部局に、アの提出を受けた地方農政局等は、施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡す る。
- 工 輸出先国規制対策課は、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表し、当該リストに記載された施設については、公表時点以後、本要綱に基づき認定された施設として取り扱う。
- (3) 認定施設に関する認定事項の変更等
- <u>ア</u> 認定施設責任者は、認定事項<u>(施設名称、所在地等の別紙様式1の申請書の記載事項をいう。)の変</u> 更があるときは、別紙様式3の申請書を、変更内容が確認できる書類を添付し、別表の申請先に提出す

綱において「証明書発行機関名等」という。) を、食品監視安全課宛てに申請をすること。なお、印章 については、各証明書発行機関につき1つとする。

- (2) 食品監視安全課は、証明書発行機関の登録の申請を受理した後、インド側に当該証明書発行機関名等 を連絡する。
- (3) 食品監視安全課は、インド側から登録完了の報告を受けた後、証明書発行機関名及び所在地を農林水 産省のホームページ上で公表するとともに、証明書発行機関に連絡する。なお、当該公表をもって、証 明書発行機関等の登録手続の完了とする。
- (4) 証明書発行機関は、登録事項に変更が生じた場合、変更の都度速やかに、別紙様式9により、食品監視安全課あてに登録事項の変更を申請する。食品監視安全課は、申請内容の確認を行った後、(2)及び(3)に準じて手続を行う。
- 5. インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定
- (1) インド向け輸出水産食品の最終加工施設の認定手続

インド向け輸出水産食品の認定施設として認定を受けようとする者は、別紙様式1により、証明書発 行機関に認定の申請を行う。

認定申請を受理した証明書発行機関は申請者が(2)に掲げる要件に適合するかどうかの審査を行う。 その際、(2)ア及びイについては営業許可証又は届出書の写し等、(2)ウについては食品衛生監視 票等により確認し、要件に適合する施設については証明書発行機関が認定番号を付して、食品監視安全 課に別紙様式2を提出する。

なお、「認定番号」は、上2桁は IN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号(符号が2桁の場合は、続けて 00を付すこと。例:北海道 0100)、7桁目以降に当該施設の番号を 001 から付すこと (例:北海道 IN0100001、那覇市保健所 IN4731001)。

(2) 認定の要件

認定<u>の要件は</u>次の<u>アからウまでの</u>いずれかに該当する<u>こと。</u>ただし、ア又はイに該当する取扱施設については、ウの要件についても満たすこと。

- ア. 法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。
- イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設であること。
- ウ<u>.</u>食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上)であること。
- (3) 施設の認定及び公表の手続

食品監視安全課は、(1)により提出があったときは、速やかに農林水産省のホームページ上で施設 認定リストを公表するとともに、公表した旨を証明書発行機関及び都道府県等衛生部局に連絡する。証 明書発行機関は施設認定申請者にその旨を連絡する。

なお、当該公表をもって、当該施設が認定されたものとする。

(4) 認定施設の認定事項の変更及び認定施設の認定の廃止の申請、公表の手続

認定施設責任者は、認定事項<u>を変更しようとする場合は、変更された認定事項が明らかとなる</u>書類を添付し、別紙様式3により、証明書発行機関宛てに変更の申請を行う。証明書発行機関は、当該変更の

ること。

- イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式4の認定廃止願を、認 定申請時の申請先に提出すること。
- ウ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、(2)イからエまでに準じて行う。
- (4) 認定施設の定期的な確認
- ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可 の取消し事由が存在する等の問題が認められた場合には、食品監視安全課に報告することとし、当該報 告を受けた食品監視安全課は、輸出先国規制対策課に連絡を行う。
- イ 認定施設責任者は、アの監視指導を受けたときは、その都度、別表の報告先に内容を報告すること
- ウ 地方農政局等は、イに基づき認定施設責任者から提出される監視指導内容の報告により、認定施設が (1)に規定する要件に適合していることを確認し、当該内容等を輸出先国規制対策課に連絡すること。
- (5) 認定の取消し等
- ア 輸出先国規制対策課は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。
- ① (4)の定期確認の結果、(1)の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任 者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。
- ② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。
- ③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受け たことが判明したとき。
- ④ その他相当の理由があると認めるとき。
- イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからエまでに準じて行う。

4. 証明書の発行

(1) 証明書の発行要件

証明書の発行は、インド向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合するときに行うものとする。 なお、証明書発行機関は、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

- ア 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- イ 別紙様式5-1(1.輸出水産食品の詳細)と添付書類の内容が合致していること。
- ウ 3 (1) のアからウまでのいずれかに該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書 類の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。
- エ 登録検査機関の試験成績書の結果が、4(2)ア⑤に基づく検査基準を満たしていること(別途検査 に係る通知等が定められているときに限る。)。
- (2) 証明書の発行手続等
- ア 輸出者は、インド向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式5-1に以下の①から⑦ までの書類等を添付して、誓約事項を了承の上、別表の申請先に提出すること(なお、③を申請時に提 出できないときは、証明書発行日までに提出すること。また、①から③までについては、別紙様式5-1 (1. 輸出水産食品の詳細)の内容が確認できるものであれば全てを提出する必要はない。)。
 - 生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合は、手続を円滑に行うため、事前に申 請先に相談するなど連携を図ること。

なお、電子メールによる申請を行う場合は、別添によること。

申請が認定要件を満たすことを確認した後、別紙様式2により食品監視安全課に認定事項の変更の依頼 を行う。

認定施設責任者は、認定施設を廃止する場合は、別紙様式4により、証明書発行機関に認定施設の廃 止の届出を行う。証明書発行機関は、廃止の届出があったときは、別紙様式2により食品監視安全課に 依頼を行う。

認定施設の変更及び廃止の公表及び連絡は、(3)の規定を準用する。

(5) 認定施設の定期的な確認

都道府県等衛生部局は、管内の認定施設が食品衛生法で規定する監視指導の際に営業の許可が取消し されるなどの問題が認められた場合には、証明書発行機関の場合は食品監視安全課に、証明書を発行し ない都道府県等衛生部局の場合は地方厚生局を通じて食品監視安全課に連絡する。

(新設)

(新設)

(6) 認定の取消し等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(5)、6(5)又は7(1)の結果、認定施設が(2)の 要件に適合しないと判断した場合は、認定施設に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

- ア. 改善指導
- イ. 証明書の発行停止
- ウ. 認定の取消し

認定の取消しの公表及び連絡は、(3)の規定を準用する。

6. 証明書の発行

(新設)

(1)証明書の発行申請

輸出者は、インド向け輸出水産食品の輸出を行おうとするときは、その都度別紙様式5-1(日本語 及び英語)及び別紙様式6(Iから III までに英語で記入)に以下のアからキまでの書類を添付して、 誓約事項を了承の上、認定施設を管轄する証明書発行機関に証明書の発行の申請を行う(ウ.を申請時 に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。)。

なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)に よる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。

また、生鮮品の輸出など、申請日当日に証明書の交付を希望する場合には、手続を円滑に行うため、 事前に証明書発行機関に相談するなど連携を図ること。証明書の発行の申請書には、次に掲げる書類を 添付する。

ア. インボイスの写し

① インボイスの写し

- ② パッキング・リストの写し
- ③ 船荷証券 (BL) 又は航空貨物運送状 (AWB) の写し
- とが確認できる書類(食品衛生監視票等)の写し。
- ※ 同一の輸出者が同一の認定施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって 当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式5-1への記載により添付を省略することがで きることとする。
- ⑤ 必要に応じ別途定める通知等に基づき、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満た していることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果 に問題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し(別途検査に係る通知等が定めら れているときに限る。)
 - ※ 同一の輸出者が同一の認定施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出 する場合には、当該試験成績書の添付を省略することができることとする。
- ⑥ 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し
- ⑦ 郵送での受取りを希望するときは、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒
 - ※ 別紙様式5-1のコンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は、空欄 の状態で提出可能とするが、証明書発行日までに、別紙様式5-2を提出すること。
- イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類により(1)の要件に適合して いるかどうかを審査した後、問題がないと認められるときは、速やかに別紙様式6により証明書原本を 交付する。
- ウ 証明書発行機関は、証明書発行申請内容の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の 提出を求めることがある。
- エ 証明書発行機関は、証明書原本の写し及び関係書類を証明書発行年度の翌年度から3年間保存する。
- オ 地方農政局等は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式9により新年度の4月末日までに輸 出先国規制対策課に報告する。なお、発行実績がないときは0件として報告すること。

- イ. パッキング・リストの写し
- ウ. 船荷証券 (BL) 又は航空貨物運送状 (AWB) の写し
- ④ 食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設において一定程度の衛生管理が実施されているこ エ. 食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設において一定程度の衛生管理が実施されていること が確認できる書類(食品衛生監視票等)の写し(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。)。
 - ※ 同一の輸出者が同一の認定施設において最終加工した水産食品を継続して輸出する場合であって 当該書類の記載内容に変更がないときは、別紙様式5-1への記載により添付を省略することがで
 - オ. 登録検査機関において、必要に応じて別途定めるところにより自主検査を実施し、検査基準を満たし ていることを確認できる発行日から1年以内(3年以上の輸出実績があり、過去3年間の検査結果に問 題が認められなかった場合には3年以内)の試験成績書の写し
 - ※ 同一の認定施設で加工された同一製品を試験成績書の有効期間内に継続して輸出する場合には、当 該試験成績書の添付を省略することができる。
 - カ. 入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写し
 - キ. その他証明書発行機関が必要と認める書類
 - ※ コンテナ番号及び封印番号については、申請時までに判明しない場合は空欄の状態で提出可能であ るが、証明書発行日までに、証明書発行機関宛てに別紙様式5-2により届け出ること。

(2) 証明書の発行要件

証明書発行機関は、インド向け輸出水産食品が次に掲げる要件の全てに適合する場合に証明書を発行 する。

なお、必要に応じて官能検査等を実施し、貨物の状態を確認することができる。

- ア. 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- イ. 別紙様式5-1 (1. 輸出水産食品の詳細)と添付書類の内容が合致していること。
- ウ. 5 (2)のア〜ウまでのいずれかに該当する取扱施設において最終加工されたものであり、申請書類 の内容において食品衛生上の問題が認められないこと。エ.登録検査機関の試験成績書の結果が、6 (1) オに基づく検査基準を満たしていること。
- (3)証明書の発行手続

証明書発行機関は、以下の点に留意しつつ、別紙様式6の証明書に必要事項を記入の上、担当者が署 名し、印章を押印した後に、証明書原本を輸出者に速やかに交付するとともに、その写し及び別紙様式 5-1及び別紙様式5-2を3年間保存する。

- ア. 証明書の必要事項は英語で記載すること。
- イ.「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。
 - 都道府県等衛生部局の発行番号:

上2桁はIN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号(符号が2桁の場合は、続けて00 を付すこと。例:北海道 0100)、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁(年度)、10桁目以 降に 0001 から番号を付すこと。(例:北海道 IN0100-180001、那覇市保健所 IN4731-180001)

地方厚生局の発行番号:

(3) 証明書の返却等

- <u>ア</u> 予定していた輸出が中止になり証明書が不要になった<u>場合において、未だに証明書が発行されていな</u>いときは、輸出者は、別紙様式7の取消願を、発行を申請した証明書発行機関に提出すること。
- イ 前項の場合において、既に証明書が発行されているときは、輸出者は、速やかに証明書原本を、別紙様式7の取消願とともに、発行を受けた証明書発行機関に返却すること。この場合において、証明書発行機関は、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、当該輸出者に対して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(削除)

(4) 証明書の発行停止

次のアからウまでのいずれかに該当するときは、輸出先国規制対策課は当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができるほか、地方農政局等は、輸出先国規制対策課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。なお、発行停止に当たり、輸出先国規制対策課は、必要に応じて食品監視安全課の意見を聴取するものとする。

- ア 提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。
- <u>イ</u> 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。
- ウ その他相当の理由があると認められるとき。

(削除)

5. その他

(1) 証明書の要否の判断について

輸出者は、証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難なときは、証明書発行申請前にインド政 府に確認をすること。 上 2 桁は、IN、次の 4 桁は北海道厚生局は 9991、東北厚生局は 9992、関東信越厚生局は 9993、東海北陸厚生局は 9994、近畿厚生局は 9995、中国四国厚生局は 9996、九州厚生局は 9997、次の 1 桁はハイフン、次の 2 桁は西暦の下 2 桁(年度) 10 桁目以降に 0001 から番号を付すこと。(例:北海道厚生局 IN9991-180001)

- <u>ウ.「Inspection body」、「Phone」、「Facsimile」及び「E-mail」には、4において登録した事項を記載すること。</u>
- <u>工.「Place」には、証明書発行機関が所在する都道府県名を記載、「Date」には証明書発行日を、「Signature of official inspector」には担当者の署名を、「Name and qualification in capital」には担当者の氏名及び肩書を記載し、「Stamp」には証明書発行機関の印章を押印すること。</u>

なお、本要綱において、「IV.Attestation」の 4) 及び 5)、「The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.」の記載は、証明事項ではない。後者は関係事業者がインドの食品安全に係る関係規定を遵守すべきという主旨の一般的な記載である。

(4) 証明書の発行取消し

予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった<u>場合には、</u>輸出者は、別紙様式7の取消願を 提出すること。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、証明書発行機関に速やかに取消願を提出するとともに 証明書を返却すること。<u>なお、</u>証明書の返却が確認されるまで<u>の間、証明書発行機関</u>は当該輸出者に対 して新たな証明書の発行を行わないものとする。

(5) 違反した輸出水産食品等に対する対応

インドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をインド政府から受けるなど、インド向け輸出水産食品に問題が発生した場合、食品監視安全課は、証明書発行機関を通じて、輸出者及び認定施設に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。

なお、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと食品監視安全課が判断した場合にあっては、食品監視安全課の指示により、検査の強化等を解除する。

(6) 証明書の発行停止等

証明書発行機関又は食品監視安全課は、(1)、(4) 又は(5) の内容が適正に実施されていないと 判断した場合、輸出者に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 証明書の発行の停止

なお、証明書発行機関は、証明書の発行を停止した場合は、食品監視安全課にその旨連絡すること。 また、食品監視安全課は、輸出者に対する証明書の発行を停止した場合又は証明書発行機関から発行停止の連絡を受けた場合、農林水産省のホームページ上でその旨を公表するとともに全ての証明書発行機関に周知する。

(7) 証明書発行実績の報告

証明書発行機関は、前年度の証明書発行件数等について、別紙様式 10 により、新年度の4月末日までに食品監視安全課宛て報告すること。なお、発行実績がない場合もその旨報告すること。

7. その他

(1)認定施設に対する調査

食品監視安全課は、証明書発行機関及び都道府県等衛生部局と協力して、認定施設の衛生管理状況等について、必要に応じ調査を実施することができる。

(2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、インドの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) 違反した輸出水産食品等に対する対応

輸出先国規制対策課は、インドの食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡をインド政府から受けるなど、インド向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課及び地方農政局等に連絡するとともに、輸出者及び認定施設への原因究明及び改善の指示、検査の強化等の必要な措置を採るものとする。この場合において、問題点が改善されたと判断したときは、輸出先国規制対策課は、検査の強化等の措置を解除することができる。

この際、輸出先国規制対策課は、必要に応じ食品監視安全課に対し協力を求めるものとする。

(4) インド政府との協議

輸出先国規制対策課は、(3) に定めるもののほか、インド政府からの違反連絡等があったときは、インド側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(別表)

- 1. 施設認定申請・事項変更申請・認定廃止申請等関係
- (1)施設認定申請先(要綱3(2)ア関係)

申請先は、以下のとおりとする。

申請先

認定を受けようとする施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3.参照)

(2) 認定施設の認定事項変更(要綱3(3)ア関係)及び認定廃止(要綱3(3)イ関係)申請先並びに 食品衛生法に基づく監視指導を受けた際の報告先(要綱3(4)イ関係)

申請又は報告を行う認定施設の区分	申請先・報告先
1. (1) の申請を行った認定施設の場	1. (1) の申請を行った地方農政局等
<u></u> <u></u> <u></u>	
令和3年3月までに都道府県等衛生部局	認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以
又は厚生労働省地方厚生局健康福祉部食	下3.参照)
品衛生課により認定された認定施設の場	
<u></u> <u></u>	

2. 証明書発行申請先(要綱4(2)ア関係)

申請を行う認定施設の区分	申請先
1. (1) の申請を行った認定施設のイ	輸出先国規制対策課又は認定施設が所在する都道府県を管
ンド向け輸出水産食品を輸出する場合	轄する地方農政局等(以下3.参照)
令和3年3月までに都道府県等衛生部局	輸出先国規制対策課又は認定施設が所在する都道府県を管
又は厚生労働省地方厚生局健康福祉部食	轄する地方農政局等(以下3.参照)
品衛生課により認定された認定施設のイ	
ンド向け輸出水産食品を輸出する場合	

3. 地方農政局等一覧

<u>管轄する都道府県</u> <u>提出先・連絡先</u> <u>住所</u> <u>電話</u>

(2) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定施設責任者及び輸出者は、インドの<u>食品</u>衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、インド向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、インド向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(新設)

(新設)

(新設)

北海道	北海道農政事務所生産		011-330-8810
10147	-	 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目	<u> </u>
		2-22	
青森県、岩手県、宮城県、秋	東北農政局経営・事業		022-221-6402
田県、山形県、福島県	支援部輸出促進課	仙台市青葉区本町 3-3-1	
		(仙台合同庁舎)	
茨城県、栃木県、群馬県、埼	関東農政局経営・事業	〒 330-9722	048-740-5351
玉県、千葉県、東京都、神奈	支援部輸出促進課	さいたま市中央区新都心 2-1 (さ	
川県、山梨県、長野県、静岡		いたま新都心合同庁舎2号館)	
<u>県</u>			
新潟県、富山県、石川県、福	北陸農政局経営・事業	<u><u></u> 7 920-8566</u>	076-232-4233
<u>井県</u>	支援部輸出促進課	金沢市広坂 2-2-60	
		(金沢広坂合同庁舎)	
<u>岐阜県、愛知県、三重県</u>	東海農政局経営・事業	<u><u></u> <u>7 460-8516</u></u>	052-715-3073
	支援部輸出促進課	名古屋市中区三の丸 1-2-2	
滋賀県、京都府、大阪府、兵	近畿農政局経営・事業	<u><u></u> + 602-8054</u>	<u>075-414-9101</u>
庫県、奈良県、和歌山県	支援部輸出促進課	京都市上京区西洞院通下長者町	
		下ル丁子風呂町	
		(京都農林水産総合庁舎)	
鳥取県、島根県、岡山県、広	中国四国農政局経営・	<u> + 700-8532</u>	086-230-4246
島県、山口県、徳島県、香川	事業支援部輸出促進課	岡山市北区下石井 1-4-1	
<u>県、愛媛県、高知県</u>		(岡山第2合同庁舎)	
福岡県、佐賀県、長崎県、熊	九州農政局経営・事業	<u> </u>	096-211-9334
本県、大分県、宮崎県、鹿児	支援部輸出促進課	熊本市西区春日 2-10-1	
<u>島県</u>		(熊本地方合同庁舎)	
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局	<u> - 7900-0006</u>	098-866-1673
	農林水産部食料産業課	那覇市おもろまち2丁目1-1	
		(那覇第2地方合同庁舎2号館)	

(別添)

電子メールによる証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

(削除)

輸出者は、別紙様式8に必要事項を記入の上、以下の手順により年度内の食品輸出計画書を証明書発行機関に提出すること。

- (1) 食品輸出計画書は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で可能な範囲で 記載すること。
- (2) 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画 を併せて記載して差し支えない。
- (3)輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(削除)

(別添)

電子メール<u>又はNACCS</u>による証明書の発行申請手続

1. 証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式8に必要事項を記入の上、以下の手順により年度内の食品輸出計画書を<u>書面にて</u> 証明書発行機関に提出すること。

- ① 食品輸出計画書は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で可能な範囲で記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。
- (2) NACCS により発行申請を行う場合

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メールを利用して、証明書の発行申請に 必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじ (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじ め調整すること。
- こと。

(別紙様式1)

年 月 日

(地方農政局等長名を記載) 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品施設認定申請書

下記の施設について、インド向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、関係書類を添えてトーア記の施設について、インド向け輸出水産食品を取扱う施設として認定を受けたく、関係書類を添えて申 申請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日 本 語)

(英語)

(法人番号)

2. 施設の情報

7-27 NO 12		
	該当の有無	登録番号等
	(※)	
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲 示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又は NACCS を利用して、証明書 の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること。なお、電子メールにより発行申請を行う 場合であって、1.(1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行うと きは、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- め調整すること。
- (3) 証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付する (3) NACCS により発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合 は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

(別紙様式1)

年 月 日

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品施設認定申請書

|請します。なお、認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称、所在地及び法人番号

(日 本 語)

(英語)

(法人番号)

2 施設の情報

· //LK >				
	該当の有無	登録番号等		
	(※)			
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設				

木内寺による音末町りて有りで	る又は営業に係		条例等による営業許可を有す	する又は営業に係	
る届出等を行っている施設			る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導	 導の結果、一定		食品衛生監視員による監視指		
程度の衛生管理が実施されてい			程度の衛生管理が実施されて		
衛生監視票等の書類で確認可能			衛生監視票等の書類で確認可		
※ 認定申請施設が該当するも					発行機関が地方厚生局の場合にあっては、
			許可証等の写しを添付する	こと。	
3. 担当者の連絡先(<u>担当者名、</u> 【収入印紙貼付欄を作成(余白 [、]	_電話番号、FAX 番号及びメール) でも可)】	アドレスを記載すること。)	3. 担当者の連絡先(電話番号 【収入印紙貼付欄を作成(余日	・、FAX 番号及びメールアドレス 白でも可)】	を記載すること。)
(別紙様式2)			(別紙様式2)		
		亚			
		<u>番</u> 年月	<u>号</u> 日		年 月 日
料産業局長 殿			厚生労働省医薬・生活衛生局食品監	監視安全課長 殿	
		証明書発行機関	長		証明書発行機関 <u>名の</u> 長
インド向け輸	i出水産食品施設の認定(変更又は	 	 インド向け車	輸出水産食品施設の認定(変更又	【は廃止)について
下記の施設について、「イント回り		1. 一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
適当と認め <u>るので関係書類を添え[、]</u>		:づき申請があり、内容を審査したと	こ 「インド向け輸出水産食品の取扱 <u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。	扱要綱」に基づき <u>、</u> 申請があり、 記	内容を審査したところ適当と認め <u>られま</u>
適当と認め <u>るので関係書類を添え[*]</u> (認定の場合)	て報告します。	:づき申請があり、内容を審査したと			内容を審査したところ適当と認め <u>られま</u>
	て報告します。	:づき申請があり、内容を審査したと 	<u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。		内容を審査したところ適当と認め <u>られま</u> の容を審査したところ適当と認め <u>られま</u> である。 認定施設の所在地
(認定の場合)	<u>て</u> 報告します。 記	:づき申請があり、内容を審査したと - -	<u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。 (認定の場合)	記	
(認定の場合) 認定施設の名称	で報告します。 記 認定施設の所在地名称	:づき申請があり、内容を審査したと 	<u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。 (認定の場合)	記 認定施設の名称	認定施設の所在地
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語)	で報告します。 記 認定施設の所在地名称 (日本語)	:づき申請があり、内容を審査したと 	<u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。 (認定の場合)	記 認定施設の名称 (日本語)	認定施設の所在地 (日本語)
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語) (英語)	で報告します。 記 認定施設の所在地名称 (日本語)	変更事項	<u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。 (認定の場合) <u>認定番号</u>	記 認定施設の名称 (日本語)	認定施設の所在地 (日本語) (英語) 変更事項
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語) (英語) (変更の場合)	で報告します。 記 認定施設の所在地名称 (日本語) (英語)		<u>した</u> ので <u>、</u> 報告します。 (認定の場合) <u>認定番号</u> (変更の場合)	記 認定施設の名称 (日本語) (英語)	認定施設の所在地 (日本語) (英語)
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語) (英語) (変更の場合) 認定番号	で報告します。 記 認定施設の所在地名称 (日本語) (英語)	変更事項 (日本語)	<u>した</u> ので、報告します。 (認定の場合) <u>認定番号</u> (変更の場合) 認定番号	記 認定施設の名称 (日本語) (英語)	認定施設の所在地 (日本語) (英語) 変更事項 (日本語)
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語) (英語) (変更の場合) 認定番号	で報告します。 記認定施設の所在地名称 (日本語) (英語) 認定施設の名称	変更事項 (日本語) (英語)	<u>した</u> ので、報告します。 (認定の場合) <u>認定番号</u> (変更の場合) 認定番号 (廃止の場合)	記 認定施設の名称 (日本語) (英語) 認定施設の名称	認定施設の所在地 (日本語) (英語) 変更事項 (日本語) (英語)
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語) (英語) (変更の場合) 認定番号	で報告します。 記 認定施設の所在地名称 (日本語) (英語)	変更事項 (日本語)	<u>した</u> ので、報告します。 (認定の場合) <u>認定番号</u> (変更の場合) 認定番号	記 認定施設の名称 (日本語) (英語)	認定施設の所在地 (日本語) (英語) 変更事項 (日本語)
(認定の場合) 認定施設の名称 (日本語) (英語) (変更の場合) 認定番号	で報告します。 記認定施設の所在地名称 (日本語) (英語) 認定施設の名称	変更事項 (日本語) (英語)	<u>した</u> ので、報告します。 (認定の場合) <u>認定番号</u> (変更の場合) 認定番号 (廃止の場合)	記 認定施設の名称 (日本語) (英語) 認定施設の名称	認定施設の所在地 (日本語) (英語) 変更事項 (日本語) (英語)

年 月 日	年 月 日
(地方農政局等長名を記載) 殿	(証明書発行機関長名を記載) 殿
申請者 住 所 氏 名 電話番号	申請者 住 所 氏 名 電話番号
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
インド向け輸出水産食品認定施設の認定事項変更承認申請書	インド向け輸出水産食品認定施設の認定事項変更承認申請書
インド向け輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。	インド向け輸出水産食品を取り扱う施設として変更の承認を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申 請します。
記	記
 認定番号 施設の名称及び所在地 変更事項 	 認定番号 施設の名称及び所在地 変更事項
(別紙様式4)	(別紙様式4)
年 月 日	年 月 日
(<u>地方農政局等</u> 長名を記載) 殿	(証明書発行機関長名を記載) 殿
申請者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名) インド向け輸出水産食品認定施設の認定廃止願 下記のインド向け輸出水産食品認定施設の認定の廃止を願います。	申請者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名) インド向け輸出水産食品認定施設の認定廃止願 下記のインド向け輸出水産食品認定施設の認定の廃止を願います。
記	記
1. 認定番号 2. 施設の名称及び所在地	 認定番号 施設の名称及び所在地
(別紙様式5-1)	(別紙様式5-1)

(地方農政局等長名を記載) 殿

※輸出先国規制対策課に申請する場合は食料産業局長

申請者

主 彦

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記輸出水産食品に関し、衛生証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 輸出水産食品の詳細(日本語・英語併記とすること)
- (1) 水産食品の詳細
- ①一般名及び学名:

(魚種が判明する程度加工された製品にあっては、当該食品の英名及び学名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称とともに原料(魚種)の英名及び学名を記載すること。なお、学名はラテン語で記載すること。)

②状態又は加工方法:

(申請品目が包装のみを行った冷蔵の水産食品の場合は「冷蔵 Refrigerated」、申請品目が包装のみを行った冷凍の水産食品の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。)

- ③包装の種類:
- ④数量及び重量:
- ⑤保管及び輸送時の温度:
- (2) 水産食品の由来
- ①認定施設の名称、認定番号及び住所

名 称:

認定番号:

住 所:

②荷送人の名称及び住所

名称:

住所:

- (3) 水産食品の到着地
- ①出発地及び到着地(港や空港の名称を記載すること。)

出発地:

到着地:

②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号

輸送方法:

コンテナ番号(航空便はAWB番号を記載): 厚生労働省HPの記載例から

(証明書発行機関長名を記載) 殿

申請者

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

インド向け輸出水産食品証明書発行申請書

下記施設で取り扱うインド向け輸出水産食品に添付する衛生証明書の発行を申請します。

記

- 1. 輸出水産食品の詳細
- (1) 水産食品の詳細
- ①一般名及び学名:
- ②状態又は加工方法:
- ③包装の種類:
- ④数量及び重量
- ⑤保管及び輸送時の温度:
- (2) 水産食品の由来
- ①認定施設の名称、認定番号及び住所
- ②荷送人の名称及び住所
- (3) 水産食品の到着地
- ①出発地及び到着地
- ②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号

封印番号(航空便は***と記載): 厚生労働省HPの記載例から ③荷受人の名称及び住所 ③荷受人の名称及び住所 名称: 住所: 2.食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認で 2.食品衛生監視員による監視指導の結果、認定施設が一定程度の衛生管理が実施されていることが確認で きる書類(食品衛生監視票等)の名称、発行日及び番号 きる書類(食品衛生監視票等)の発行日及び番号(証明書発行機関が地方厚生局の場合に限る。) 名 称: 発行日: 番号: 3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果 3. 同一の取扱施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果 なし・あり(ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入) なし・あり(ありの場合、試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記入) 4. 誓約事項 4. 誓約事項 当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。 当該輸出水産食品は次の内容を満たすものであることを誓約する。 (1) 上記の記載事項が正しいこと。 (1) 上記の記載事項が正しいこと。 (2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。 (2) 関税法第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。 (3)調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾す (3)調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾す ること。 ること。 (4)証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確 | (4)証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請書の記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確 認すること。 認すること。 (5) 本要綱に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品(別紙様式6の証明事項4)及び5) ↓(5) 本要綱に基づく証明書発行対象であるインド向け輸出水産食品(別紙様式6の証明事項4)及び5) に係る証明事項を必要としない水産食品)である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。 に係る証明事項を必要としない水産食品)である旨を、農林水産省ホームページで確認すること。 (6) インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。 (6) インド政府が要求する以下の条件を満たすものであること。 ア. 輸出品は、認定施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。 ア. 輸出品は、認定施設により日本の食品衛生法に基づき生産・加工されていること。 イ. 輸出品は、管轄官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。 イ、輸出品は、管轄官庁の監督の下、衛生的な条件下で加工、梱包、保管、輸送されていること。 ウ. 輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。 ウ. 輸出品は、インドで規制されている病原菌、有害物質及び異物を含んでいないこと。 5. 担当者の連絡先(氏名、電話番号及びメールアドレス) 5. 担当者の連絡先(電話番号及びメールアドレス) (削除) (申請書の記載に関する注意事項) 1.1.の記入は日本語、英語併記によること。 2. 「一般名及び学名」については、魚種が判明する程度加工された製品にあっては、当該食品の英名及 び学名を記載することとし、それ以外の加工品にあっては、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な 名称とともに原料(魚種)の英名及び学名を記載すること。なお、学名はラテン語で記載すること。 「状態又は加工方法」については、申請品目が包装のみを行った冷蔵の水産食品の場合は「冷蔵 Refrigerated |、申請品目が包装のみを行った冷凍の水産食品の場合は「冷凍 Frozen | と記載すること。 「出発地及び到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(別紙様式5-2)

(別紙様式5-2)

年 月 日

年 月 日

地方農政局等長名を記載) 殿	(証明書発行機関長名を記載) 殿			
別紙様式5-1の申請書を輸出先国規制対策課に提出していた場合は食料産業局長				
申請者	 			
住 所				
氏 名	氏 名			
電話番号	電話番号			
(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)			
インド向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書	インド向け輸出水産食品証明書発行申請書に係る届出書			
○月○日に申請した別添(別紙様式 5 − 1 の写し)の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封印 号が判明したので届け出ます。	□ ○月○日に申請した別添(別紙様式5-1の写し)の貨物について、下記のとおりコンテナ番号及び封日番号が判明したので届け出ます。			
記	記 1			
. コンテナ番号	1. コンテナ番号			
. 封印番号	2. 封印番号			
別紙様式6)	(別紙様式6)			
Ministry of Agriculture Forestry and Fisheries	Ministry of Health, Labour and Welfare			
SANITARY CERTIFICATE	SANITARY CERTIFICATE			
Covering fish and fishery products for export	Covering fish and fishery products for export to India for human consumption Reference Number: Country of dispatch: Japan Competent authority: Ministry of Health, Labour and Welfare Inspection body:			
to India for human consumption				
Reference Number:				
Country of dispatch: Japan				
Competent authority: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries				
Inspection body:				
Phone: Facsimile:	Phone: Facsimile:			
E-mail:	E-mail:			
I. Details identifying the fishery products	I. Details identifying the fishery products			
Description- State or type Type of Number of N e t	Description- State or type Type of Number of N e t			
Species of processing: packaging: packages: weight:	Species of processing: packaging: packages: weight:			

(scientific name):		
name):		
	Sum:	

Temperature required during storage and transport: °C

II. Provenance of the fishery products

Address(es) and number(s) of preparation or processing establishment(s) authorized for exports by the competent authority:

Name and address of consignor:

III. Destination of the	e fishery products
The fishery products are to be dispatched for	rom:(Place of
dispatch) to:	(Country and place of destination), in
India by the following means of transport:	
Name of consignee and address at place of destination	on:

IV. Attestation

This is to certify that:

- 1) The above fishery products have been produced/processed according to Food sanitation Act of Japan <u>and came</u> from the establishment approved by competent authority.
- 2) The products were produced, packed, stored, and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.
- 3) The products are free from any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substance regulated in India.
- 4) The raw frozen products are derived from aquaculture animals free from OIE listed diseases relevant to the species.
- 5) Part IV.4) does not apply to:
 - (a) fish and mollusks which are eviscerated before dispatch
 - (b) crustaceans which are shell off and head off before dispatch
 - (c) aquaculture animal products are prepared and packaged for retail trade for

(scientific		
(scientific name):		
	Sum:	

Temperature required during storage and transport: °C

II. Provenance of the fishery products

Address(es) and number(s) of preparation or processing establishment(s) authorized for exports by the competent authority:

Name and address of consignor:

III. Destination of the fishery products					
The fishery products are to be dispatched fr	rom:(Place of				
dispatch) to:	(Country and place of destination), in				
India by the following means of transport:					
Name of consignee and address at place of destination	on:				

IV. Attestation

This is to certify that:

- 1) The above fishery products have been produced/processed according to Food sanitation Act of Japan <u>andcame</u> from the establishment approved by competent authority.
- 2) The products were produced, packed, stored, and transported under sanitary condition, which were under the supervision of competent authority.
- 3) The products are free from any pathogenic bacteria, harmful substances and foreign substance regulated in India.
- 4) The raw frozen products are derived from aquaculture animals free from OIE listed diseases relevant to the species.
- 5) Part IV.4) does not apply to:
 - (a) fish and mollusks which are eviscerated before dispatch
 - (b) crustaceans which are shell off and head off before dispatch
 - (c) aquaculture animal products are prepared and packaged for retail trade for

human consumption requiring no further processing The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.	human consumption requiring no further processing The above fishery products shall comply with the relevant standards of Food Safety and Standards Authority of India and/or any other regulatory authority of the Government of India.				
Done at (Place) on (Date)	Done at(Place) on(Date)				
Stamp (Signature of official inspector) (Name and qualifications in capitals)	Stamp (Signature of official inspector) (Name and qualifications in capitals)				
(別紙様式7)	(別紙様式 7) 年 月 日				
(<u>地方農政局等</u> 長名を記載) 殿 ※別紙様式5-1の申請書を輸出先国規制対策課に提出していた場合は食料産業局長	(証明書発行機関長名を記載) 殿				
申請者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)	申請者 住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)				
インド向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願 〇月〇日付けで申請したインド向け輸出水産食品の衛生証明書について、証明書発行申請を取り消したく、 下記のとおり申請します。	インド向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願 ○月○日付けで申請したインド向け輸出水産食品の衛生証明書について証明書発行申請を取り消したく、 下記のとおり申請します。				
記	記				
取消理由: ※ 別紙様式5-1の証明書発行申請書の写し(別紙様式5-2を提出しているときは、当該様式の写しを含む。)及び証明書の発行を受けているときは、当該証明書の原本を添付すること。	輸出水産食品の詳細 (1)水産食品の詳細 ①一般名及び学名: ②状態又は加工方法: ③包装の種類: ④数量及び重量 ⑤保管及び輸送時の温度:				

		①認定施設の名称、認定番号及び住所 ②荷送人の名称及び住所
		(3) 水産食品の到着地 ①出発地及び到着地 ②輸送方法、コンテナ番号及び封印番号 ③荷受人の名称及び住所
(別紙様式8)		(別紙様式8)
年	年 月 日	年 月 日
(<u>地方農政局等</u> 長名を記載) 殿 <u>※輸出先国規制対策課に申請する場合は食料産業局長</u>		(証明書発行機関長名を記載) 殿
輸出者 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)		輸出者 住所 氏名 電話番号 (法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)
食品輸出計画書		食品輸出計画書
年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。		年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。
記		記
 1.担当者 部署名: 担当者氏名: 電話番号: メールアドレス: ※ 上記担当者が、当該年度に係る証明書の申請手続を行うものとする。 		 1.担当者 部署名: 担当者氏名: 電話番号: メールアドレス: ※ 上記担当者が、当該年度に係る証明書の申請手続を行うものとする。
2. 輸出計画		2. 輸出計画
輸出年月 輸出先国・地域 輸出品目 輸出数重量		輸出年月 輸出先国・地域 輸出品目 輸出数重量

	1					
(削除)					(別紙様式9)	
	List of Signers for fishery products export to India					
	Country : JAPAN					
	Inspection body:: (name) 日本語:					
	<u>英語:</u>					
	(address) 日本語:					
	<u>英語:</u> (phone)					
	(facsimile) (E-mail)					
	S.No.	Name and Designation	Signature	Stamp		
	3.110.	Tume and Besignation	Signature			
				_		
					(別紙様式 10)	
番 号 年 月 日					発行機関名	
輸出先国規制対策課長 殿	○○年度証明	書発行件数	_0 <u>*</u>	※数式:A列を Count		
地方農政局等長	インドロ	句け輸出水産食品	只 街生証明	日聿怒行一階		
インド向け輸出水産食品証明書発行件数報告		「川川川/小/生 戊[山 用上皿り	1日元11 見		
<u>年月日から年月日までの間に発行したインド向け輸出水産食品の証明書について下記のとおり報告します。</u>	衛生証明書 発行番号	発行年月日 申請者名	<u></u>	忍定施設名	認定施設番号	
<u>記</u>						
1. 証明書発行件数 (取消願による取消を除く)						

2. 担当者の連絡先(氏名、電話番号及びメールアドレス)					
※ 別紙様式5-1及び5-2の写しを添付すること。					
			1	1	